

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第6号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号)」を「昭和25年法律第261号)第22条第5項若しくは第26条の6第7項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により任用された職員(組合規則で定める職員を除く。)又は地方公務員法」に、「若しくは第28条の5第1項」を「、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは同条第2項」に、「(平成3年法律第110号)第18条第1項又は」を「第18条第1項若しくは」に改める。

第7条に次の1号を加える。

(5) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第16条第7項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として組合規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として組合規則で定める者に該当し、かつ、第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第16条第8項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として組合規則で定める者に該当し、かつ、第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規

「イ 雇
ウ 特

定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が固定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者としかつ、第17条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めた促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うもの（アに掲げる者を除く。）

とが相当であると認められたものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条第1項第5号の規定は、平成29年4月1日から適用し、改正後の第16条第7項の規定及び附則第3項の規定は、平成29年5月29日から適用する。ただし、第16条第8項第5号の改正規定及び附則第4項の規定は平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第7条第1項第5号の規定は、平成29年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条第7項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した新条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)であって新条例第16条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が適用日以後であるものについて適用する。
- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)(以下「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第16条第8項(第5号に係る部分に限り、新条例第16条第12項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該

紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。